

平成29年度行政事業レビューシート(金融庁)

事業名	自然災害による被災者の債務整理支援			担当部局	金融庁監督局	作成責任者	
事業開始年度	平成28年度	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	総務課監督調査室	石川 靖	
会計区分	一般会計						
根拠法令 (具体的な条項も記載)			関係する計画、通知等	自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン			
主要政策・施策			主要経費	その他の事項経費			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	自然災害の被災者が「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」(全国銀行協会を事務局とする「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン研究会」が策定)に基づき債務整理を行う場合の専門家への報酬等について、国が支援することで、自然災害の影響により既往債務(自然災害の発生以前に負担した債務)の弁済が困難となった個人債務者の債務整理を円滑に進め、もって被災者の生活や事業の再建に資することを目的とする。						
事業概要 (5行程度以内。別添可)	自然災害の影響によって既往債務(自然災害発生以前に負担した債務)の弁済が困難となった被災者(個人債務者)の債務整理を円滑に進めるため、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の運用支援として、被災者が同ガイドラインに基づき債務整理を行う場合の、弁護士等の登録支援専門家による手続支援に要する経費等(登録支援専門家への報酬及び郵送、交通、宿泊等に要する費用)の補助を実施。また、自然災害による被災者の債務整理支援に係る周知広報を実施。						
実施方法	直接実施、補助						
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度要求	
		当初予算	-	-	5	71	39
		補正予算	-	-	112	-	-
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-
		予備費等		-	3	-	-
	計	0	0	120	71	39	
	執行額			98			
	執行率 (%)		-	-	82%		
	当初予算+補正予算に対する執行額の割合 (%)		-	-	84%		
平成29・30年度 予算内訳 (単位:百万円)	歳出予算目	29年度当初予算	30年度要求	主な増減理由			
	自然災害被災者債務整理支援事業費補助金	58	31	○自然災害被災者債務整理支援事業費補助金(▲27) ○金融政策業務庁費(▲5)			
	金融政策業務庁費	13	8	自然災害被災者債務整理支援事業費補助金及び金融政策業務庁費(周知広報費)ともに、平成28年熊本地震の被害状況や直近の「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の利用実績等を勘案した上で、より実態に見合った所要額としている。			
	その他	0	0				
	計	71	39				

事業所管部局による点検・改善			
	項目	評価	評価に関する説明
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	本事業は、自然災害の影響によって既往債務(自然災害の発生以前に負担した債務)を弁済できなくなった個人債務者の債務整理を円滑に進め、債務者の生活再建に資することを目的とするものであって、国民や社会のニーズを的確に反映しているものである。
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	全国における自然災害による被災者の生活再建支援という極めて公共性の高い目的のために実施される事業であることから、国において実施することが適当。
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	自然災害による被災者の生活再建支援という極めて公共性の高い目的のために実施する事業であって、優先度の高い事業である。
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。 一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	○ 無	周知広報について、一般競争入札に付すこと等により、競争性を確保し、経費の節減を図っている。
	競争性のない随意契約となったものはないか。	無	
	受益者との負担関係は妥当であるか。	-	
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○	補助金については、その性質上、経費の節減は不可能であるが、目的に照らして適切に支出されているか確認を行っている。 ※各年度における補助金は、現に債務整理が成立した案件(平成28年度:24件)だけでなく、成立に向けて準備中の案件(平成28年度末時点:469件)についても支払われる。
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	補助金、周知広報ともに、目的に照らして適切に支出されているか確認を行っており、真に必要なものに限定されている。
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	
	繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	
	その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	○	補助金については、その性質上、経費の節減は不可能であるが、周知広報については、より効果的な周知広報策を採用するなどの工夫を行っている。
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	-	
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果のあるいは低成本で実施できているか。	-	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	補助金については、自然災害発生時に被災地の債務者の生活再建に資する観点から手当したものであり、見込みを達成することが重要な目的ではないが、当初見込み以上の実績となっている。 ※平成28年熊本地震で甚大な被害が発生したことから、ガイドラインの利用が増加している(平成28年度末時点で、債務整理成立件数:24件、債務整理成立に向けて準備中の件数:469件)。
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	周知広報を行うために、作製したチラシ等の成果物については、自治体、金融機関と連携し配布を行うなど、十分に活用している。
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	-	
	所管府省名	事業番号	事業名

点検・改善結果	点検結果	<p>○補助金については、自然災害発生時に被災地の債務者の生活再建に資する観点から手当したものであり、見込みを達成することが重要な目的ではないが、当初見込み以上の実績となっている。引き続き、平成28年熊本地震等の被災地における被害や復興の状況も踏まえ、ガイドラインの利用者に対応できる予算の確保が必要。</p> <p>○平成28年熊本地震等の被災者がガイドラインを新たに利用する可能性等も踏まえ、引き続き、周知広報を行っていく必要がある。</p>
	改善の方向性	<p>○補助金については、その性質上、経費の節減は不可能であるが、目的に照らして適切に支出されているかについては確認を行っている。また、予算については、平成28年熊本地震の被害状況や直近の利用実績等を勘案した上で、より実態に見合った所要額としている。</p> <p>○周知広報経費については、一般競争入札に付すこと等により、競争性を確保し、経費の節減を図るとともに、平成28年熊本地震等の被災者への周知効果を踏まえた周知広報施策を採用する等により、予算の見直しを行っている。</p>

外部有識者の所見

- 熊本地震において、ガイドラインを必要とした方の母数はどの程度で、そのうち実際に登録支援専門家の委嘱を行い、債務整理の成立に至った方、あるいはガイドラインの要件に該当しなかった方は何割か、また、どの程度の予算を必要としたか等については、将来の同様の震災に対する教訓になると思われる。
- 今後、上記のような分析ができるよう、各種データの確保に努めていくべき。

行政事業レビュー推進チームの所見

現状通り	○本補助金については、自然災害発生時に被災地の個人債務者の生活再建に資する観点から、必要と認められる。
	<p>○ただし、直近の「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の利用実績等を勘案した見直しを行うなど、適切な予算の執行に努めしていく必要がある。</p> <p>○現在、熊本地震における手続支援の進展に伴いデータ収集を行っているところであるが、外部有識者の所見を踏まえ、今後も手続支援の利用状況を分析できるよう、引き続き各種データの確保に努める必要がある。</p>

所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況

現状通り	○本補助金については、手続支援の利用状況を分析できるよう、引き続き各種データの確保に努めることとし、平成30年度においては、平成28年熊本地震の被害状況や直近の「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の利用実績等を勘案した見直しを行い、前年度比▲31百万円の減額要求を行う。

備考

関連する過去のレビューシートの事業番号					
平成22年度	-	平成23年度	-	平成24年度	-
平成25年度	-	平成26年度	-	平成27年度	新28-0002
平成28年度	新28-0001				

※平成28年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

金融庁
98百万円

- ・自然災害の影響によって既往債務(自然災害発生以前に負担した債務)の弁済が困難となった被災者(個人債務者)の債務整理を円滑に進めるため、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の運用支援として、被災者が同ガイドラインに基づき債務整理を行う場合の、弁護士等の登録支援専門家による手続支援に要する経費等(登録支援専門家への報酬及び郵送、交通、宿泊等に要する費用)の補助を実施。
 ・自然災害による被災者の債務整理支援に係る周知広報を実施。

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位:百万円)

《自然災害による被災者の債務整理支援に必要な経費》

【補助金等交付】

A. 一般社団法人
全国銀行協会
1先:87百万円

《自然災害による被災者の債務整理支援に係る周知広報等に必要な経費》

【一般競争入札(最低価格)】

C. 民間会社
株式会社OBSメディア21
1先:12百万円

- 〔・当該ガイドライン研究会の事務局。弁護士等の登録支援専門家への委嘱を実施。
 ・専門家への報酬の支払のほか、管理業務等を行う。〕

- 〔・広報媒体の製作など〕

【報酬等支払い】

B. 各登録支援専門家

- 〔・全銀協からの委嘱を受け、債務整理の手続支援を実施〕

A.一般社団法人全国銀行協会

費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
補助金	自然災害被災者債務整理支援事業費補助金	87	報酬等	債務整理の手続支援に要する経費等	2
計		87	計		2

C.株式会社OBSメディア21

費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
広報費	広告物作成、印刷及び広告	12			
計		12	計		0

費目・使途欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙2】に記載

チェック

費目・使途
(「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	法 人 番 号	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	契 約 方 式 等	入 札 者 数 (応募者数)	落 札 率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となつた理由及び改善策(支出額10億円以上)
1	一般社団法人全国銀行協会	1010005016782	「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」運営の事務局として、登録支援専門家の委嘱・報酬支払等を実施	87	補助金等交付	-	--	

B

	支 出 先	法 人 番 号	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	契 約 方 式 等	入 札 者 数 (応募者数)	落 札 率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となつた理由及び改善策(支出額10億円以上)
1 A		-	「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」に基づく債務整理の手続支援	2	その他	-	--	
2 B		-	「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」に基づく債務整理の手続支援	1	その他	-	--	
3 C		-	「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」に基づく債務整理の手続支援	1	その他	-	--	
4 D		-	「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」に基づく債務整理の手続支援	1	その他	-	--	
5 E		-	「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」に基づく債務整理の手続支援	1	その他	-	--	
6 F		-	「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」に基づく債務整理の手続支援	1	その他	-	--	
7 G		-	「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」に基づく債務整理の手続支援	1	その他	-	--	
8 H		-	「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」に基づく債務整理の手続支援	1	その他	-	--	
9 I		-	「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」に基づく債務整理の手続支援	1	その他	-	--	
10 J		-	「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」に基づく債務整理の手続支援	1	その他	-	--	

C

	支 出 先	法 人 番 号	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	契 約 方 式 等	入 札 者 数 (応募者数)	落 札 率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となつた理由及び改善策(支出額10億円以上)
1	株式会社OBSメディア21	1320001000718	広告物作成、印刷及び広告	12	一般競争契約(最低価格)	3	--	